

第18期船橋市男女共同参画推進委員会第1回会議録

1. 開催日 令和6年7月26日（金）午後2時20分から午後3時30分
2. 開催場所 市役所9階 第1会議室
3. 出席者 13名（欠席1名）
4. 傍聴者 1名
5. 議題
 - (1) 会長・副会長選出について
 - (2) 第4次船橋市男女共同参画計画について
 - (3) 第17期船橋市男女共同参画提言書の取組み状況について
 - (4) 市からの報告事項について

〈事務局〉

それでは定刻となりましたので、只今より第1回船橋市男女共同参画推進委員会を開始いたします。

この会議は、船橋市情報公開条例第26条の規定に基づき公開となっております。また、会議録につきましても市のホームページで公開いたします。

傍聴希望者がおりますので、会場内へご案内いたします。

配布資料の確認をさせていただきます。次第をご覧ください。

配布資料は、

- 資料1 船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱
- 資料2 第4次船橋市男女共同参画計画「fプラン」と概要版（冊子）
- 資料3 第4次船橋市男女共同参画計画推進体制図
- 資料4 第4次船橋市男女共同参画計画の指標の推移
- 資料5 船橋市男女共同参画計画推進のための全体スケジュール
- 資料6 事業評価作業スケジュール
- 資料7 船橋市男女共同参画推進に関する提言書
- 資料8 男女共同参画推進委員会提言書に関する取組み状況について
- 資料9 市からの報告事項について

別紙 男女共同参画推進委員会提言書にかかる
各課の取組み状況及び今後の対応等に関する質問票
がございます。
不足等ございませんでしょうか。
よろしければ、以上で、配布資料の確認を終わらせていただきます。

〈事務局〉

続きまして、事務局から委員の皆様を五十音順にご紹介させていただきます。

弁護士、泉 響子（いずみ きょうこ）様。

〈泉委員〉

泉と申します。よろしくお願いいたします。

〈事務局〉

公益社団法人船橋青年会議所、大原 夢果（おおはら ゆか）様。

〈大原委員〉

よろしくお願いいたします。

〈事務局〉

市民委員、奥田 公恵（おくだ きみえ）様。

〈奥田様〉

よろしくお願いいたします。

〈事務局〉

船橋S Lネットワーク、小澤 周司（おざわ しゅうじ）様。

〈小澤委員〉

小澤です。よろしくお願いいたします。

〈事務局〉

船橋市民生児童委員協議会、亀ヶ谷 俊夫（かめがや としお）様。

〈亀ヶ谷委員〉

よろしくお願ひいたします。

〈事務局〉

市民委員、木下 幸治（きのした こうじ）様。

〈木下委員〉

よろしくお願ひいたします。

〈事務局〉

船橋市保育園父母会連絡会、木暮 卓義（こぐれ たかよし）様。

〈小暮委員〉

よろしくお願ひいたします。

〈事務局〉

船橋市PTA連合会、高橋 利明（たかはし としあき）様。

〈高橋委員〉

よろしくお願ひいたします。

〈事務局〉

認定NPO法人JASH日本性の健康協会、橋本 知枝（はしもと ちえ）様。

〈橋本委員〉

よろしくお願ひいたします。

〈事務局〉

市民委員、藤井 健（ふじい けん）様。

〈藤井委員〉

よろしく願いいたします。

〈事務局〉

船橋市自治会連合協議会、文川 和雄（ふみかわ かずお）様。

〈文川委員〉

はい、願いいたします。

〈事務局〉

船橋商工会議所、松本 初恵（まつもと はつえ）様。

〈松本委員〉

はい、よろしく願いいたします。

〈事務局〉

船橋人権擁護委員協議会、山口 美恵子（やまぐち みえこ）様。

〈山口委員〉

よろしく願いいたします。

〈事務局〉

本日ご欠席で、日本大学准教授、黒田 友紀（くろだ ゆき）様がいらっしゃいます。

以上、14名の方々により、令和9年3月までの任期中、船橋市男女共同参画計画に関する事等につきまして協議・検討を行っていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは議題（1）の会長と副会長の選出を行いたいと思います。この進行につきまして

ては、市民協働課長が務めさせていただきます。

〈市民協働課長〉

ただいまから、会長・副会長の選出をいたします。

会長・副会長の選出につきましては、船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱第4条の規定により、互選によることとされております。

まず会長につきまして、自薦、他薦は問いませんので、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

〈文川委員〉

自連協の文川です。

前会長と同じような仕事をなされてます、泉委員にお願いしたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

〈市民協働課長〉

ただ今、文川委員から会長に、泉様という推薦がございました。皆様いかがでしょうか。

～出席委員全員から拍手～

〈市民協働課長〉

泉様、いかがでしょうか。

〈泉委員〉

お引き受けさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〈市民協働課長〉

ありがとうございます。泉様よろしくお願ひいたします。

会長は席を移動していただき、一言ご挨拶をお願ひいたします。

〈泉会長〉

あらためまして、会長を仰せつかりました弁護士の泉と申します。

私も、前期17期からの参加になりまして、前会長、ご存知の方もいらっしゃるかと思うのですが、非常に大石会長、いつもうまくまとめてくださいますので、私もなかなか難しいところもあるかと思いますが、微力ながら会長職を務めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めての方もいらっしゃるかと思いますので、自己紹介をさせていただきますと、弁護士としては、間もなく15年目くらいになります。地元もずっと船橋市でして、大学生のころからずっと船橋市に居住しております、25年くらいになります。

仕事としては、やはり男女間の問題を取扱うことも割と多く、こういった形で皆さんと意見を取り交わしていけることを、非常に嬉しく思っております。

また、子供の問題などにも非常に関心がありまして、そのあたりも含めて、深めていければなと思っております。

今回のこの3年間というのは、第5次の計画策定に向けて大事な時期かと思えます。様々な団体、それから市民の方がいらっしゃいますので、ぜひ意見交換を盛んにできればなと思っておりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

〈市民協働課長〉

ありがとうございました。

この後の議事の進行につきましては、船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱第5条第1項の規定により、会長が議長となることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

〈泉会長〉

ありがとうございました。

それでは副会長について、自薦、他薦は問いませんので、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

〈泉会長〉

特にいらっしゃらないようであれば、私のほうから推薦してよろしいでしょうか。

船橋SLネットワークさんは長く、本推進委員会に関わっていただいている団体でございまして、小澤委員には、前期でも副会長として会長の補佐をしっかりと務められておられましたので、私としては小澤委員を推薦したいと思います。

皆様いかがでしょうか。

～出席委員全員から拍手～

〈泉会長〉

よろしいでしょうか。

〈小澤委員〉

承知しました。

〈泉会長〉

よろしく願いいたします。

それでは、副会長は小澤委員にお願いすることに決定いたしましたので、副会長は席を移動していただき、一言ご挨拶をお願いいたします。

〈小澤副会長〉

会長からご推薦いただき、また皆様からご承認いただきました。

前期も副会長を務めさせていただいたのですが、非力ではありますが頑張っただけだと思います。

ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

〈泉会長〉

小澤副会長ありがとうございます。

これで議題（１）「会長・副会長選出について」は終わりました。

それでは、次第に沿って、会議を進めていきたいと思っております。

まず議題（２）「第４次船橋市男女共同参画計画について」事務局から説明をお願いいたします。

〈事務局〉

はい、私から説明させていただきます。

資料１をご用意いただければと思います。

本委員会については、船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱に基づきまして、男女共同参画社会の形成の推進にあたり必要な事項について広く意見を求めるため、設置をされております。

続いて、第4次船橋市男女共同参画計画についてご説明をさせていただきます。資料としては、番号2、ピンクの冊子です。第4次船橋市男女共同参画計画書 f プランと、その概要版、カラーの冊子をお配りしてあります。今回の説明は、概要版を使用して、説明させていただきます。

お手元に概要版をご用意いただければと思います。

では、概要版の2ページをご覧ください。

まず、男女共同参画計画の概要について説明します。

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重し、共に責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会としております。

船橋市では、この男女共同参画社会の実現を目指して、平成13年に最初の男女共同参画計画を策定し、その後第2次、第3次計画を経て、令和4年3月には「人権が尊重され、男女が平等である社会」を目標に定めた第4次船橋市男女共同参画計画を策定しております。

3ページをご覧ください。

市の男女共同参画計画は、計画の性格としては「男女共同参画社会基本法」において策定が市町村の努力義務とされている計画となっており、本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画となっております。

また、第4次計画には、第3次計画に引き続き「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画も含まれています。

第4次計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間となっております。

計画の基本理念は、男女共同参画社会を実現するために国が定めた男女共同参画社会基本法」の基本理念に基づき、「男女の人権の尊重」「社会における制度または慣行についての配慮」「政策等の立案および決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」といった5つの柱を掲げております。

ページめくっていただいて、4ページをご覧ください。

ここまで説明させていただきました計画の概要に基づき、第4次計画の、「目標」「課題」

「方針」「方策」を図にしたものが4ページの体系図です。

大きな課題として4点、「男女が共に活躍できる環境づくり」「安全・安心な暮らしの実現」「配偶者等からの暴力の根絶」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」としてあります。また、課題に対する方針としては、記載のとおり方針の1～7の7点が、方針を進めていくための方策として①～⑰を定めてあります。

5ページから8ページにかけて、この体系図をもとに、それぞれの方針についての説明が記載されております。本日は、説明は割愛させていただきます。

最後、8ページの下半分ご覧ください。

こちらは、計画の進捗度をはかるための指標の一覧となっております。4つの「課題」について、11の「指標」を設定しており、それぞれの「現状値」と「令和7年度目標値」を記載しております。目標値を令和7年度に設定していることについては、達成状況を次の計画策定の参考とするためとしてあります。

次に、計画の推進体制についてご説明させていただきます。

資料3をご用意ください。

第4次船橋市男女共同参画計画推進体制図について説明します。

計画を総合的かつ効果的に推進していくため、この第4次計画には2つの推進体制がございます。本ページの下半分をご覧ください。

1つは庁内組織になりますが、市役所の関係各課で組織された、船橋市男女共同参画庁内連絡協議会です。この庁内連絡協議会を中心に、全庁的な情報の共有と連携を進めるとともに、年度ごとに事業の個別評価と総合的な評価をすることで計画の進行管理を行っています。

もう1つが皆様に務めていただきます、船橋市男女共同参画推進委員会になります。皆様には、推進委員会で議題となる、男女共同参画計画に関すること、男女共同参画社会の形成の推進に関することなどについて話し合い、ご意見をいただくこととなります。

次に、資料4をご覧ください。指標一覧です。

第4次船橋市男女共同参画計画の指標の推移について説明します。

第4次船橋市男女共同参画計画では、11個の指標を設定しております。

1個目は「市職場における管理監督職への女性職員の登用率」、2個目は「市の審議会等の女性委員の割合」、3個目は「職場における男女の地位の平等感（職場で男女平等と

感じる人の割合)」、4個目は「ワーク・ライフ・バランスの周知度」、5個目は「市職場における男性職員の育児休業取得率」、6個目は「性的少数者の周知度(性的少数者(またはLGBT)という言葉も意味も知っている人の割合)」、裏面にいきまして、7個目は「DVとなりうる行為の周知度(DVとなりうる行為と知っている人の割合)」、8個目は「DVに関する相談窓口の周知度」、9個目は「保育所等の待機児童数」、10個目は「社会全体における男女の地位の平等感」、11個目は「「男は仕事、女は家庭」という考え方について(「男は仕事、女は家庭」という考え方について、そう思わない(どちらかといえばそう思わないを含む)人の割合)」の11個に指標を設定しております。

それぞれ、計画策定時の「基準値」がありまして、いちばん右の数値を「令和7年度目標値」としております。その指標の推移によりまして、計画の進捗度を計っております。

続いて、資料5をご覧ください。

船橋市男女共同参画計画推進のための全体スケジュールについて説明します。

表の左側にございます、男女共同参画推進委員会、男女共同参画庁内連絡協議会、市民協働課、市民参加、第5次男女共同参画計画策定、これらについての3年間の予定となっております。横棒があるところが予定の時期になります。

令和6年度、本年度の推進委員会の開催予定につきましては、一番上の行になりまして、今回の会議は7月の開催となっております、この後、10月には男女共同参画をテーマとした標語コンクールの審査や、各課の事業が男女共同参画社会の形成の推進に、どのような形で効果をもたらしているのかについて自己評価を行う、事業評価報告書についてご意見をいただく予定です。また、この事業評価報告書の概要版に掲載する事業の選定をお願いしたいと考えております。

その下、令和7年度以降ですが、7年度には8月頃より第5次男女共同参画計画の策定作業を予定しています。計画策定を予定している関係により、7年度、8年度の推進委員会の開催予定は流動的などころがあります。来年度になりましたら、あらためてスケジュールをお示しすることになると思います。推進委員会の回数、日程等はだいたいの目安としていただけましたらと思います。

資料6をご覧ください。毎年度行っております事業評価の作業スケジュールについては、資料6の下表の通りになります。

なお、この資料の中で⑤「7月中旬から8月上旬に男女共同参画推進委員会を開催し、

庁内連絡協議会での総合的な評価に対し、意見をもらう。」とありますが、今年度は委員の皆様が本日からということがありますので、皆様からの意見をいただくのは、第2回の開催、10月予定の開催で実施をさせていただき、⑥評価報告書の配布についても、11月ごろを予定しているところであります。

長くなりました。説明は以上となります。
会長よろしくお願いたします。

〈泉会長〉

ただいま事務局から議題（2）について説明がありましたが、何かご質問等はございませんでしょうか。

〈泉会長〉

よろしいでしょうか。

そうしましたら次に、議題（3）「第17期船橋市男女共同参画提言書の取組み状況について」事務局から説明お願いたします。

〈事務局〉

引き続き私から説明させていただきます。

資料7をご用意ください。

第17期の推進委員会からいただいた提言及び、その提言に対する取組み状況について、ご報告させていただきます。

資料7は、第17期推進委員会からの提言書でございます。

提言書は、各期の最後に委員の皆様から市長に対していただく男女共同参画に関する提言を取りまとめたものとなります。これらの提言は、計画の策定の際、方向性や課題の検討に生かしていきたいと考えております。また、今期につきましては、第5次男女共同参画推進計画を策定する期になります。その中で皆様のご意見を頂戴したいと思っておりますので、提言書の作成については、今期はございません。

提言は大きく8つの項目に分かれております。

提言書の中身を読ませていただきます。

まず1番です。女性の参画拡大と男性の育児休業取得促進。

市職場における管理監督職の女性職員の割合は毎年微増し、令和5年度は22.8%ですが、更に積極的な登用が必要です。また、男性職員の育児休業取得率は令和4年度に51.4%となり半数を超える取得率となりましたが十分とは言えず、女性の参画が進まない要因の一つと考えられます。

令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートでは、62.5%の人が「職場において男性が優遇されている(どちらかといえば男性が優遇されているを含む)」と答えています。

男女が対等の立場で共に参画し、男女双方の意見が反映されるよう、今後も市職場における管理監督職への女性職員の登用、男性職員の育児休業取得促進に向けた取り組みを市が率先して進めていただきたい。

2番、男女ともに仕事と家事・育児の両立ができる社会。

総務省統計局の調査(※)では、全国の子どもがいる世帯のうち6歳未満の子どもがいる世帯の夫と妻の1日当たりの家事時間(2021年)をみると、夫は30分、妻は2時間58分となっており、2016年と比べると夫は13分増加、妻は9分減少しております。また、育児時間(2021年)をみると、夫は1時間5分、妻は3時間54分となっており、2016年と比べると夫は16分増加、妻は9分増加しています。夫の家事・育児時間は増加傾向にありますが、夫と妻では家事時間に2時間28分、育児時間に2時間49分の差があります。

男女ともに仕事と家事・育児の両立ができる社会の実現に向けては、一人ひとりが、固定的性別役割分担に捉われないことの理解を深めることが肝要であり、市民に対して男性の家事・育児への参加に関する意識啓発や、企業に対して女性の積極的な登用を促し、誰もが活躍できる社会へ推進していただきたい。

3番、誰もが安心して暮らせるための支援。

誰もが安心して暮らせるためには、ひとり親家庭や性的少数者、高齢者などへの支援を充実させることが大切です。

市ではひとり親家庭等の生活の安定と向上、自立の促進を図るため「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画(第4次)」を策定しています。計画に基づき、ひとり親家庭への支援を充実させることが大切です。特に、ひとり親家庭の中で見落とされやすい父子家庭や、ヤングケアラーの問題にも留意し、誰もが取り残されることが無いように計画の推進をして

いただきたい。

また、多様な性のあり方について、令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートでは、性的少数者について、言葉も意味も「知っている」と答えた人が82.1%であり、ある程度周知は進んでいます。多様な性のあり方、家族のあり方への理解をより増進するために引き続き啓発を図るとともに、ファミリーシップを含むふなばしパートナーシップ宣誓制度及びその制度の県内5市との都市間連携について、より一層の周知に努めていただきたい。

更に、高齢者の人口や単独世帯の割合は年々増加し、今後も増えていくと考えられますが、高齢者が地域で安心して暮らしていけるように、常に最新の状況を把握しながら高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進について、取り組んでいただきたい。

4番、地域の防災力向上への取組。

「船橋市地域防災計画」では、災害時における避難所運営体制について、男女双方の視点に配慮した避難所運営を行う必要があるとしています。また、避難所運営委員会や各避難所の運営マニュアルの作成の際には、地域の女性が参加することが望ましいとしており、避難所運営体制の整備において、検討段階から女性の参画を促し、女性リーダーの育成に努めるものとしています。

それらを実現するため、地域の防災組織等で積極的に活動できる女性防災リーダーの養成について、一層の推進をお願いします。また、女性をはじめ、多様な年代や環境にある方々が地域防災に関わることの重要性を地域防災リーダー及び町会・自治会に啓発していただきたい。

5番、暴力の予防と根絶のための基盤づくり。

内閣府の調査では、女性の約4人に1人、男性の約5人に1人が配偶者からDV被害を受けたことがあると回答しており、女性のみならず男性にも被害者はいます。しかしながら、令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートによると、DVに関する相談窓口が市役所にあることの周知度は63.0%であり、広く周知されている状況とは言えず、相談やその後の支援にたどり着いていない被害者がいると懸念されます。

DV被害を受けている方々への被害者支援情報の周知や、被害者を生まないための予防啓発をこれまで以上に行っていただきたい。また、DVは家庭内のみならず、デートDVとして中学生や高校生の交際でも被害が生じます。10代からデートDVについての知識

を持ってもらうため、関係機関と連携、協力を図りながら、周知啓発にあたっていただきたい。

6番、子育てや介護を仕事と両立できる環境づくり。

女性も男性も働くことを希望する人全員が、仕事と子育て・介護との二者択一を迫られることなく働き続け、職業生活と家庭生活の両立を図りながらその能力を十分に発揮できることが重要です。このため、出産や育児、介護を機に離職をせずに就業を継続できるための更なる環境づくりが求められています。

実態として女性が多く担っている育児や介護の負担を軽減するためには支援事業の充実が必要です。保育園、放課後ルーム、介護施設等の拡充に加え、各事業における職員増員や給与処遇改善に努め、安心して預けることができるよう質の向上を図っていただきたい。

また、保育園の入所申し込みのオンライン手続きを導入したことを周知し、更なる諸手続の簡素化やICT化により保護者の負担軽減に努め、子育てしやすいまちを目指していただきたい。

7番、男女共同参画社会の実現に向けた周知啓発の推進。

令和2年度船橋市男女共同参画市民アンケートでは、男女の地位の平等感について、社会全体として男女が「平等になっている」と答えた人の割合が18.7%、職場の中では25.5%、しきたりや習慣では21.7%で平等感が低い結果となっています。

男性にとっても主たる稼ぎ手であるべきという固定観念にとらわれずに家庭や地域など生活の場に積極的に関わることができ、男女が共に生きがいのある毎日を送れる男女共同参画社会を実現する必要があります。固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進について、男女共に理解を深めるとともに平等感を高められるよう、啓発活動に努めていただきたい。

また、令和4年度男女共同参画計画事業評価報告書から新たに概要版を作成し、事業実績の中から男女共同参画推進委員会で委員に特に評価された事業を掲載する試みを始めました。この概要版を活用し、市の男女共同参画に係る取り組みを市民に周知していただきたい。

8番、相談支援事業の体制の充実。

市は、市民が抱える様々な問題や悩みに対して各種の相談体制を整えており、市民の安

心な暮らしを支えています。

令和3年度と令和4年度の相談件数を比較すると、母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の相談では8,377件から9,002件、女性相談室による女性相談は新規の相談件数が602件から622件に増加しています。また、心理発達相談員等による子どもの発達に関する相談件数は9,629件から9,973件となり、待機日数の縮減が課題となっています。

相談件数の増加や多様な相談へのニーズが高まる中、速やかな解決と適切な支援ができるよう、相談員及び支援員の適正な配置に努めるなど、より充実した相談体制の整備を進めていただきたい。

以上が提言となります。

つづいて、資料8をご覧ください。先ほどの17期の委員の皆様からの提言項目に対して、取組み状況、今後の対応等について、関係各課へ照会を行い、回答結果をまとめたものとなります。

こちらの回答内容の説明につきましては、時間の都合上割愛させていただきます。

この取組み状況について、委員の皆様からご質問を受けつけ、今後回答したいと考えております。

質問あり・なしに関わらず、本日お配りしております別紙「男女共同参画推進委員会提言書にかかる各課の取組み状況及び今後の対応等に関する質問票」に記載のうえ、8月16日までに事務局あてにご提出をいただければと思います。

提出については、本用紙を記入していただいて、直接持参していただいても構いませんし、あるいはこの用紙を使用せずに、メールで直接本文に記載していただいて、送っていただくようなかたちでも構いません。

いただいたご質問については、次回第2回の推進委員会にてご回答をさせていただきます。

説明は以上です。会長よろしく願いいたします。

〈泉会長〉

はい。ありがとうございます。

ただいま事務局から議題(3)について説明がありました。詳しくは読んでいただいて、どうことになるのかと思いますが、本日ご質問があるという方はいらっしゃいますか。

〈泉会長〉

よろしいでしょうか。

そうでしたら、取組み状況をお読みいただいて、別紙の質問票にて質問のご提出をお願いいたします。

〈泉会長〉

最後に、議題（４）「市からの報告事項について」事務局から説明があります。よろしくをお願いいたします。

〈事務局〉

説明させていただきます。

資料９をご用意ください。

市からの報告事項として、「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定」に、新たに３市が加わったことについて報告させていただきます。

本市では、令和３年１２月より、「誰もがお互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまち」の実現を目指して、ふなばしパートナーシップ宣誓制度を開始して、令和５年４月からパートナーシップの関係にあるお二人に未成年の子がいる場合、子を含む社会生活関係を尊重するため、ファミリーシップを加えた宣誓の受付を開始しております。

令和５年７月１１日に、県内で同様の制度を導入しております千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市及び柏市の６市いずれかで本制度を利用している当事者の方が、この６市間で転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るために、その手続きを簡素化するために、都市間連携に関する協定を締結していたところです。７月１日から、新たに市原市、浦安市、袖ヶ浦市の３市が加わることとなりました。

通常、本制度を利用している当事者が転入・転出する場合は、転出元の自治体への証明書の返還等の手続きを行い、改めて必要書類等を揃え、転入先の自治体で手続きを行う必要がありました。この都市間連携制度によりまして、その手続きの一部が簡素化されることとなります。

簡素化の具体的な内容としては、転出元の自治体への宣誓証明書の返還等の手続きを不要とすること、また、転入先の自治体への婚姻していないことを証する書類、戸籍謄本等の提出を省略することが可能となることとなります。

今回の協定拡大によりまして、本連携制度を利用しやすい環境が進むと考えております。

参考ですが、これまでのパートナーシップ宣誓件数は、本日委嘱状交付式で市長の挨拶でもありました通り50組100名の宣誓があります。また、ファミリーシップ制度では1件。更に、この都市間連携制度の活用事例については、これまで1件の活用事例があったところです。

説明は以上となります。会長お願いいたします。

〈泉会長〉

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局から議題（4）について説明がありましたが、何かご質問等はありませんでしょうか。

はい。木暮委員。

〈木暮委員〉

すみません。

これ自体についての質問ではないのですが、事務的なことで1個聞きたいことがあり、さっきの時に聞いたほうが良かったのかもしれないのですが、今日配られた資料4というのは市民に公表されているのですか。

〈泉会長〉

事務局お願いできますか。

〈事務局〉

はい。今現在の時点での公表はありませんが、今回の会議が終わりますと、資料も含めた会議録として市のホームページで公開されることとなります。

〈小暮委員〉

ありがとうございます。

それでしたら、1点だけよろしいですか。手短かに時間は取らないので。

令和6年度の、資料4①の女性の登用率のところ、もちろん※印の目標値は女性活躍推進法に基づくというところで、数値は目標数値なのはわかるのですが、委員会は一応推進のためにある委員会なので、これ目標を令和7年度22%と書かれると、おそらく推進

しない印象を受けると思います。なので、※印のところでいいので、もし22%に※印で説明をつけるのであれば、「市では毎年それを上回っており、令和7年度以上の登用率を目指しております」とかをつけないと、提言とも矛盾していると思います。

なので、公表されるのであればそこだけは、と思ひまして。

すみません。お時間をかりて。

〈泉会長〉

この点、事務局の方でご検討いただけますか。

〈事務局〉

はい。委員ご提案のとおりの内容で、記載の方を入れさせていただいて、会議録の公開とさせていただきます。

ありがとうございます。

〈泉会長〉

ありがとうございました。

他にどなたか議題4に限らず。

はい。高橋委員。

〈高橋委員〉

今のところに関わるんですけども、令和7年度までの計画でしたでしょうか。令和8年度がゴールになる計画だと思うのですが、ちなみに、ここ令和8年度の目標値は決まっているのでしょうか。

その数字が同じように22%とか割るような数字だったら、表現をまた考えなきゃいけないのではないかと思ひまして。

〈泉会長〉

これについて事務局お願いいたします。

〈事務局〉

事務局です。

令和8年度の目標は、決まっておりません。

令和7年度を目標設定としているのは、第5次計画、令和9年の4月からの計画に向けて、その進捗状況を計るということで、令和8年度については進捗状況が結果として出ていないということなので、計画策定のためには7年度の目標で策定していくというものになります。

〈高橋委員〉

すみません。ありがとうございます。

ということはですよ、令和6年度23.8%だったものを受けて、令和7年度の目標を22%にしているということになりますか。

〈泉会長〉

そういうことではないかと思うんですけど、事務局お願いします。

〈事務局〉

事務局です。

本日お配りしております、資料2の中でピンク色の冊子、fプランの概要版として小冊子お配りしてまして、その一番後ろのページの下の段に指標一覧がありまして、こちら計画策定の時点で作られた概要版なんですけども、この時点での目標設定値として、令和7年度①の場合ですと、22%を設定した資料になります。

〈泉会長〉

たぶん今のご説明とその前のご説明で、次期第5次の計画を策定するにあたって、令和8年というのは、計画策定に入っているところなので、令和7年が一応目標値で、我々としてはそのあたりを踏まえて、第5次の計画をたてていくってことになるのかなと思います。

〈高橋委員〉

ありがとうございます。失礼いたしました。

〈泉会長〉

でも確かに、目標値の方が下回っているのは問題ですね。

ありがとうございます。

他にこの件に限らず、何かありましたらお願いします。

〈泉会長〉

よろしいでしょうか。

何かありましたら、紙に書いていただいても結構ですのでよろしく願いいたします。

それでは、本日の議題としては、すべて終了となります。

最後に、事務局から何か連絡事項はありますか。

お願いします。

〈事務局〉

最後に、スケジュールについてご説明をさせていただきます。

次回の推進委員会の開催スケジュール、第2回の開催日時は別途スケジュールを調整させていただいたうえでご連絡させていただきますが、開催時期はおよそ10月の中旬から下旬で予定をしております。

次回の会議では事業評価報告書についてご意見を伺うほか、事業評価報告書の概要版に載せる事業の選定や、「標語コンクール」の審査等をしていただく予定となっております。

標語コンクールは、毎年「男女共同参画社会」をテーマに中学生を対象として行っている事業でして、今年度も7月1日から募集を開始しております。会議では委員の皆様にご賞作の選定をしていただくこととなります。

10月中旬から下旬にかけて会議開催予定ですが、その前に9月中旬頃を目安に事業評価報告書及び標語コンクールの資料を皆様に郵送させていただきたいと思っております。事前に事業評価報告書の内容の確認や標語コンクールの事前審査もお願いする予定となっておりますので、お手数ですがよろしくお願いいたします。

以上です。

〈泉会長〉

はい。ありがとうございました。

次回、10月の予定であります。標語コンクールの審査ですとか、いろいろと宿題事

項がお届けされるかと思いますので、皆さんどうぞよろしく願いいたします。

次回も可能な限りご出席をお願いいたします。

本日はお疲れ様でした。